

甲第
4號證

外国 立法

①

33-3
191

平成 7 年 2 月

特集

在外投票制度

国立国会図書館
調査立法考查局

外国の立法 第33巻 3号 もくじ

<立法紹介>

特集 在外投票制度

| | |
|--|-----|
| I. 各国の在外投票関係法規について (解説) | 1 |
| II. 米国 | |
| 合衆国法典第42編第20章選挙権 (抄訳) | 11 |
| 行政命令第12642号 (抄訳) | 14 |
| カリフューリニア州選挙法典第4章連邦選挙 (抄訳) | 15 |
| 公式不在者投票用書類 | 19 |
| III. 英国 | |
| 1985年国民代表法 (抄訳) | 23 |
| 1986年国民代表規則 (抄訳) | 33 |
| IV. フランス | |
| 1958年10月4日憲法 (抄訳) | 47 |
| 選挙法典 (抄訳) | 47 |
| フランス国外に居住するフランス国民の大統領の選挙の投票に関する1976年1月31日の組織法律第76—97号 (記) | 51 |
| フランス国外に居住するフランス国民の大統領の選挙の投票に関する1976年1月31日の組織法律第76—97号の適用に係る1976年10月14日のデクレ第76—950号 (記) | 54 |
| 1976年1月31日の組織法律第76—97号第5条に規定する選挙委員会に関する1977年1月27日の外務省令 (抄訳) | 60 |
| 選挙運動期間における外國に設置した投票センター名簿へのアクセス権の行使に関する1981年3月30日の外務省・予算省令 (記) | 60 |
| 元老院の解散及び元老院議員の任期に関する組織法律を定める1958年11月 | |
| XI. オランダ | |
| 選挙法 (抄訳) | 129 |
| XII. スウェーデン | |
| 統治法典 (抄訳) | 136 |
| XIII. 選挙法 (抄訳) | 136 |

ドイツ連邦共和国及びイスライエルにおける郵便投票に関する法律(訳) 141

VI. オーストラリア

1918年オーストラリア連邦選挙法(抄訳) 144

〈資料〉

外国制定法リスト(ロシア・韓国)(No.181) 156

立 法 紹 介

各国の在外投票関係法規について

はじめに

近時、国際化の進展による海外在住者の増大、政治改革等の政治に関する議論が盛んになつたこと等を背景として、国民、特に在外國民に選舉参加意識の高まりが見られ、選舉権の拡大の要望が強まっている。在外國民の投票資格の拡大は、選挙制度改正の次のイギリスとなりつある。また、近代國家の進展とともにあって参政権の範囲は広がってきており、選挙権の拡大はその國の民主化、成熟化のパロメーターとも思えるほどである。

そこで、ここに、サミット参加国であるアメリカ、イギリス、フランス、ドイツ、イタリア及びカナダにイスラ、オランダ、スウェーデン及びオーストラリアを加えた10ヶ国を対象として、国政選挙に関する在外投票制度ないし在外國民の選挙参加の制度に關する法規を認出することとした。ちなみに、日本では、1984年に在外投票制度の導入のための公職選挙法改正案が提出されたが、審議未了廃案となり今日に至っている。

次に各國ごとの在外投票制度について警見するが、それぞれ、選挙権の要件(「在外選挙権」という範囲を立てている國もある)、選舉人名簿の被登録資格、投票方法、名簿登録の方式及び登録地についてごく簡単に言及するが、それぞれ、選挙権の要件(「在外選挙権」という範囲を立てている國もある)、選舉人名簿の被登録資格について、相互に密接に關係して國によつては概念も未分離であることから、表中では一括して選挙資格とした。

なお、表の作成等に当たつては、厳断他人「在外選挙——諸國の実情と我が國の問題点についての中間報告——」(外務省調査部調査室)1978/No.1 Vol.XX No.1 (1~79頁) 28頁を参照した。

アメリカ合衆国

く、選挙レベルでの制度化への動きは、「1955年選挙投票補助法」の制定により選挙が軍人等の在外投票制度を各州に通告したことから始まった。基本的な法律として「1975年在外市民投票権法」(Overseas Citizens Voting Rights Act of 1975)。これについては、成田憲彦「1975年海外在留市民投票権法」(本文第16卷第1号(通巻第87号・昭和52年1月)参照)が制定されたが、現在「1986年軍人及び在外市民投票権法」(Uniformed and Overseas Citizens Voting Rights Act of 1986)に取って代わられている。1986年選挙法の規定には、合衆国法典第42編第205章「選挙権 第1—G節」「選挙の公職の選舉における軍人不在選舉人(uniformed voter)及び在外選舉人(overseas voter)の登録及び投票」(第1973ff条から第1973ff—6条までに統合されている。

また、アメリカにおいては、選挙権等について選邦電法の規定等により、合衆国民の有する選挙権等多くの事項を州法で定めることとされている。したがって、ここでは、前記合衆国法典の規定に加えて州法の一例としてカリiforniア州選挙法典第4章「選邦選舉」(第1301条から第1310条まで)の部分を加えて紹介する。

選邦電法では、選挙権の要件として特に一定の居住を要件していないが、選邦議会議員の選舉人は原則として当該州議会の院のうち最も多數の議員を有するものとの選舉人の資格要件を備えなければならないこととなっており(選邦電法第2条第1項及び修正第17)、各州では、大槻州議会の選挙権又はその選舉人の登録に居住要件を付している。ちなみに、

アメリカでは、選挙権者を網羅的に登録する選挙人名簿はなく、逆に、選挙人は、名簿登録をしなければ実際には投票することができ

ないのが一般的である。東邦達は、各州に

連邦の公職の選舉について軍の不在者選舉人及び在外選舉人に不在者投票による投票ができるようすにすべき義務を課している（合衆國法典第2編第1973ff—1条）。

つては公務員や軍人等にだけ認められていたが、「1985年国民代表法」(以下「法」という。)で出国後5年以内の一般国民も在外選挙権を有することとなり、また、「1989年国民代表法」で法が改正され、更に出国後20年以内の一般国民にまで拡大された。ここで紹介する部「不在者投票」第63条から第66条まで、特に第67条から第74条まで)。ちなみに、在外選舉本人が、帰国して登録選挙区で投票し、又は他の選挙区から郵便投票することもできる(法第5条第2項から第4項まで)。また、代理人も、本人の選挙区で直接投票し、

のは、この改正後の法及び「1986年国民代表規則」(以下「規則」という。)である。「1983年国民代表法」(以下「主法律」といふ。)第1条によれば、イギリスにおいて、選挙権を有する者とは、原則として、選舉人名又は他の選舉区から郵便投票をすることができる(法第9条第3項)。なお、郵便投票又は代理投票を利用する際には、別にその旨の申請をしなければならない(法第6条及び第7条)。

海に登録されている当該選挙区の住民で18歳以上のイギリス連邦諸国民 (commonwealth citizen) 又はアイルランド共和国国民である。したがって、在外投票制度の創設は、選挙権の拡張をも意味しており、選挙権の要件と選挙人名簿の被登録資格は不可分の関係を有することとなる。在外選挙権を有する者は、原則として、いずれかの選挙区で国政選挙の選挙人として選挙人名簿に登録されている者で(主法第1条第3項)、その選挙区に關して在外選挙人の資格を有するイギリス国民である(法第1条第1項a号及びb号)。在外選挙人の資格を有するのは、出国後20年以内の者である。在外選挙人は、その旨を最終住所の選挙区に届け出て選挙人名簿に登録をされなければならない(法第2条特に第1項b号並びに第4項b号及びc号並びに第1条第3項及び第3A項)。届出の手続(規則第2部 公務員、患者及び在外選挙人の届出 第15条から第28条まで)は、大きく公務員(規則第15条から第20条まで)と在外選挙人(同第23条から第26条まで)とに方式が分かれている。

在外選挙人届により登録されている者は不在投票をする資格を有する(法第6条第2款)。在外選挙人の届出は、元老院議員に付託され、元老院議員によって選挙に参加する道が開かれた。その後、船員等をはじめとして餘々に選挙人名簿の被登録資格を持つ国外在住者の範囲が拡大され行き、1975年12月31日の法律第75-1329号で、国民議会議員選挙をはじめとする選挙に永住者を含む全ての在外フランス人が、代理投票によって選挙に参加する道が開かれた。なお、郵便投票については、1946年に制度化され、1958年以降一般的制度として存続していくが、同法律により廃止された。また大統領選挙についても、1976年1月31日の組織法第76-97号で、在外公館において投票する制度が確立されて現在に至っている。他方、元老院議員については、1958年10月4日の憲法第24条で、フランス国外に居住するフランス人は元老院に代表される旨定め、在外フランス人を代表する会議「在外フランス人高等評議会」が母体となって在外フランス人代表を決定し、元老院がこれに同意して元老院議員となるという、一般的な在外投票制度とは異なる。海外選挙区に類似した制度を確立し

項)。そこで、投票方法は、通常は代理投票によることとなる(法第5条から第10条まで、特に第6条第1項及び第2項並びに規則第V)。大統領選舉は、選舉法典第2条に規定するフランス國民で、国外に居住しているものた。

このうち、選挙権を行使して投票することができるのは、選挙人名簿に登録された者又は選挙権を有する者のみである（法第14条第1項）。在外選挙権者は、特別の被登録資格を要しないが、通常の職務登録をしていない者に限り、選挙人名簿に申請登録する（令第16条第2項）。選挙区及び登録地は、公務員等について、ドイツ国境接壤地に居住する者で在外公館に所属しないものにあっては国内の近接地、その他の場合にあってはその者の最上級所屬所在地により（令第17条第2項第4号）。また、一般の在外選挙権者については最終住所による（同項第5号）。なお、船員については、特則がある（同号）。投票方法は、不在者投票に準じて、選挙証の交付を受ける必要があり（法第17条、令第25条第1項第1号等）。通常は郵便投票によることとなる（法第36条・令第66条等）。ただし、国境接壤地に居住して国内近接地を登録地とする者等は、当地に帰国して投票することも事实上可能であらう（法第14条第3項a号）。

イタリア

イタリアでは、現在、在外有権者が帰国して投票することを金銭的に補助する制度があるものの、正確には在外投票制度ではない。また、昨1993年の改正上院選挙法では、そこに規定する措置により、行政立法で在外投票制度に関する具体的法規定を整備する予定であった。しかし、この改正上院選挙法規定は海外選挙区の設置に関する憲法改正を前提とするものであったため、この憲法改正が成立しなかったことにより事实上失効するに至っている。なお、立法を委託された行政府か、上院選挙法（場合には、下院選挙法も）の条文を決定することとなっていたため、構想されていた制度の詳細については明らかでない。本稿では、イタリアの現行の國政選舉に関する基本法規である「下院選挙法

規を定める統一法典」（以下「下院選挙法」という。）及び「選挙権の規律並びに選挙人名簿の管理及び改定に関する法律の統一法典」（以下「選挙権法」という。）の規定並びに事實上失効した改正上院選挙法の規定を紹介する。

まず、現行法においては、選挙権について居住要件ではなく（選挙権法第4条）、外国に移住しても引き続き選挙人名簿に登録される（同法第11条）。労働目的出国者が帰国して投票する場合には、その帰国費用の一部を公的に負担する（下院選挙法第117条）。登録地は、最終住所等一定の選択が可能であったが、1992年に出生地に限定されることとなつた極端である（選挙権法第11条第1項参照）。

次に、事實上失効した改正上院選挙法については、選挙権を有する者につき特に制限はなく、大きな特色として海外選挙区を設けることとしていた（第8条第5項及び第6項）。投票方法については、郵便投票、在外公館での投票のほか、在外公館への郵便投票及び帰国投票も可能とすることを予定していた（同第32条）。

カナダ

カナダでは、公務員及び軍人並びにその被扶養者のみについて在外投票が認められてきたが、昨1993年の選挙法改正により、一般国民についても認められることとなつた。ここに掲げるものはその改正後の「カナダ選挙法」（以下「法」という。）である。

18歳以上のカナダ市民は、すべて選挙人として資格を有する（qualified as electors）が、（法第50条）、さらに、ある投票区における通常の居住者（ordinary resident）であるとき、その投票区で選挙人名簿に登録される権利及び投票する権利（entitlement to vote）を有することとなる（法53条第1項）。したがって、在外投票制度は、これらの権利につ

いて例外を定めるものといえよう（法51、1条b号からd号まで）。一般市民の在外投票は、出國後5年間に限られる点で公務員等と異なっている（法附則第II第III部第21条第1項b号）。名簿登録及び投票は、選挙人が申請しなければならない（法附則第II第III部第22条）。申請先及び選挙人名簿の管理者が首席選挙官（Chief Electoral Officer）となっているので、登録地は首都オタワではないかと思われる。ただし、選挙区は、通常最終の居所と解されよう（法附則第II第III部第22条a号及び第24条第1項）。選挙人は、投票用紙を、郵便等により直接又は在外公館等を通じて首席選挙官に送付する（法附則第II第III部第32条）。

スイスでは、「連邦憲法」の当該条項及び「在外スイス人の政治的権利に関する連邦法律」（以下、「法」という。）に、法を施行するための連邦事務会令である「在外スイス人の政治的権利に関する命令」もあわせて認出している。邦訳としては、すでに、中村英〔資料〕スイスの連邦事務選舉・国民投票・国民発議（その二）「東北学院大学論集 法律学」第42号（1993年3月）175頁以下がある。

政治的権利を有する在外スイス人とは、18歳以上でスイスに住所を持たず国外在住登録しているすべてのスイス人であり（法第2条及び第3条）、その有する「政治的権利」は、連邦の行う選挙及び国民投票（「票法」と呼ばれている）に投票する権利等である（法第3条）。スウェーデンは、原則として国会の選挙権を国内に居住する国民に限りつ、在外国民の選挙権については、法律に委任している（統治法典第3章国会 第2条第1項第1段及び第2段）。一般的在外投票については選挙法で定めていながら、ドイツ及びスイスに在留する国民の在外投票については、1991年に、同年7月1日

各国在外投票制度一覧

| 国名 | 選舉資格 (選舉権の要件/被登録資格) | | | 名簿登録 | | 登録地 | | 投票方法 | | | 備考 |
|-----------------------|------------------------|--------------|-----------|------|----|------|-----------------------------------|----------------------------|------|----|---|
| | 公務軍 | 一般 | 永住 | 申請 | 職権 | 最終住所 | その他 | 郵便 | 在外公館 | 代理 | |
| アメリカ合衆国 | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | | | 登録申請、投票用紙等について連邦は統一の様式を作成し、州は独自の様式を作成することができる |
| カリフォルニア州 | | | | | | | | | | | |
| イギリス | ○ | ○ 出国後20年間 | — | ○ | | ○ | | (本人や代理人による 国内からの郵便投票も可) | ○ | | 1989年に一般国民の選舉権を出国後5年から20年に拡大 |
| 大統領 下院 | | ○ | | ○ | | | 投票センター ○ 又は居住地 ○ 出生地等 | 投票センター ○ | ○ | ○ | |
| フランス | | ○ | | ○ | | | | | ○ | ○ | 1975年に郵便投票を廃止 |
| 在外仏人 高等評議会 (上院) | | ○ | | ○ | | | ○ 在外公館 | ○ | ○ | | 上院は、議員を選出する在外フランス人高等評議会の議員を選挙する海外選挙区での間接選舉 |
| ドイツ | ○ | ○ ・10年間 | △ 欧洲地域 | ○ | | ○ | △ 官吏等の特例 | ○ (帰国投票も可能) | | | 1985年連邦選挙法第7次改正で選挙権を拡大 |

— 8 —

外國の立派

95 v.3 n.3

| | | | | | | | | | | |
|--------------------|--------------------|---|---|-------------|------------------------------|------------------|------------------------|---|--|--|
| イタリア (現行) | ○ 労働目的出国者 | — | ○ | | | ○ 出生地 | 帰国投票（帰国費の公の一部負担） | | | 正確には在外投票ではない。1992年に登録地を変更 |
| イタリア (廃案) | ○ | | | 不明 | | 不明 (海外選挙区を設置) | 郵送も可 ○ (帰国投票も可能) | | | 1993年上院選挙法の規定する指針に従い行政立法で定める予定だったが、同要請は憲法改正の不調により事実上失効 |
| カナダ | ○ 出国後5年間 | — | ○ | | | ? ○ 首都 | ○ 郵送も可 | | | 1993年選挙法改正で在外選挙権を一般国民に拡大 |
| スイス | ○ ただし4年ごとに申請を更新 | | ○ | | 居住地 又は出身地の自治体 | ○ | 州による △ (帰国投票も可能) | | | 在外スイス人の政治的権利に関する連邦法律(1975年) |
| オランダ | ○ 區議在住官吏に関する特例 | | ○ | | | ○ ハーグ | ○ (在外公館を郵送投票所として指定) | ○ | | 最初公務員等に認められた在外投票がその後一般国民に拡大 |
| スウェーデン | | | ○ | △ 一部選挙登録 | | | △ 独・スイス | ○ | | 1991年の時限立法で、在独・スイス選挙人の郵便投票制 |
| オーストラリア | 帰国意思 確認と申請更新が必要 | — | ○ | | ○ 最終登録地 | | ○ | | | |
| [参考] 日本 本(案) | ○ 帰国意思の判定が必要 | — | ○ | | 住民登録後5年以内以後 ○ ○ 本籍地 | | | ○ | | 1984年提出公職選挙法改正案：総統審議後、審議未了廃案 |

— 9 —

から1994年末までの施行期間を有する限時法として特別法が制定されている。そこで、本稿では、「統治法典」及び「選挙法」の関係規定並びに「ドイツ連邦共和国及びスイスにおける郵便投票に関する法律」を訳出することとした。

在外選挙権は、国内で住民登録をしたことのある18歳以上のスウェーデン国民に与えられる（選挙法第4章「選挙人名簿」第11条）。在外選挙人は、申請により中央選挙事が登録される（同法第4章第12条）。特別選挙人名簿に登録される者は、最終住所の選挙区に登録される（同法第4章第11条第2項）。その選挙に参加することは、在外公館での投票となる（同法第10章「郵便局」）。在外公館及び船室における投票（第7条から第11条まで）。ただし、前述の特別法によつて、ドイツ及びスイスからは、直接本国に対する郵便投票によることができる（ドイツ連邦共和国及びスイスにおける郵便投票に関する法律第1条第1項）。

オーストラリアの在外投票制度は、その適用範囲が1993年に在外軍人から一般在外国民及び南極在住選挙人（Antarctic elector）に拡大されている。ここでは、1993年2月3日現在の「1988年選挙法」の在外投票制度に関する規定を紹介する。なお、南極在住選挙人については、その性格上紹介を割愛した。

オーストラリアにおいては、18歳以上のオーストラリア国民は、欠格理由等に該当しない限り原則として選挙人名簿に登録される権利を有し（同法第93条第1項）、また、選挙人名簿にその氏名を選挙人として記載された者が、選挙権を有することとなる（同法第4条）。ところで、選挙人名簿は選挙区の支分区

◇米国◇

合衆国法典 第42編第20章 選挙権

42 U.S.C. ch.20 Elective Franchise

ごとに作成されており（同法第92条第2項），在外選挙人は、申請により出国前最後に登録された支分区の選挙人名簿に付記され、通常規定期間に「ドイツ連邦共和国及びスイスにおける郵便投票に関する法律」を訳出することとした。

在外選挙権は、申請により届け出たものとし、その後は帰國意思の確認をもつて申請により更新することとなる（同法第94条第1項及び第2項）。

なお、通常在外選挙人の配偶者及び子については、別途申請により適格性を判定することとなる（同法第95条）。これらの者を別の範疇としたのは、本来の在外選挙人について、出

國意思及び出国前の選挙人名簿の登録を要求したためと思われる。

投票方法は、不在者投票の一環として、登録選挙区の選挙区選挙管理官宛、場合によりオーストラリア国外の選挙区選挙管理官等宛の郵便投票である（同法第194条第1項e号並びに第2項a号及びc号）。郵便投票は、選挙の都度申請により一般郵便投票人登録簿に登録して行わなければならぬ（同法第182条から第200条まで、特に第184条から185条まで）。

第1973ff条 選挙の義務

(a) 大統領により任命された者

(b) 大統領により任命された者の義務

(c) その他の中間職員の義務

(d) 共通役務官の義務

(e) 州の選挙管理官の義務

(f) 地方の選挙管理官の義務

(g) 州の選挙管理官と協議すること。

(h) 第1973ff—3条に基づく勧告により、各州において使用させる不在選挙人の登録申請書及び不在者投票用紙の申請書とともに内容

(i) 不在者投票用紙をもとに内容

(j) 公式の郵便はがき用紙を定めること。

(k) 連邦の公職の本選舉における投票について、在外選挙人のための連邦の自書式の（write-in）不在者投票用紙に関する第1973

(l) 第1973ff—1条に基づく勧告により、各州において使用させる不在者投票用紙の郵便封筒の様式案を定めること。

(m) 第1973ff—1条に基づく勧告により、各州において使用させる不在者投票用紙の郵便封筒の郵便料金を定めること。

(n) 第1973ff—1条に基づく勧告により、各州において使用させる不在者投票用紙の郵便封筒の郵便料金を定めること。

(o) 第1973ff—1条に基づく勧告により、各州において使用させる不在者投票用紙の郵便封筒の郵便料金を定めること。

(p) 第1973ff—1条に基づく勧告により、各州において使用させる不在者投票用紙の郵便封筒の郵便料金を定めること。

(q) 第1973ff—1条に基づく勧告により、各州において使用させる不在者投票用紙の郵便封筒の郵便料金を定めること。

までに、選挙人の投票についての統計学上の分析、州と連邦の協力をに関する説明その他のこの節に基づく援助の有効性に関する報告を、大統領及び議会に提出すること。

（6）大統領選挙があつた年の翌年以降毎年末

までに、選挙人の投票についての統計学上の分析、州と連邦の協力をに関する説明その他のこの節に基づく援助の有効性に関する報告を、大統領及び議会に提出すること。

（7）その他の連邦職員の義務

（8）大統領の各省庁、部局又は機関の長は、大統領により任命された者の要求に応じて、投票に關する書類を配布し、その他、この節の規定を実施するにあたって協力しなければならない。

（9）大統領により任命された者の義務

（10）大統領により任命された者の指示により、共通役務官長官は、（b項に基づき定められた）公式の郵便はがき用紙及び（第1973ff—2条に基づき定められた）連邦の自書式の不在者投票用紙を配布しなければならない。

（11）連邦の公職の本選舉、特別選舉、予備選挙又は決選投票に關して、軍の不在選挙人及び在外選挙人が、不在者登録手続を利用して、及び不在者投票用紙による投票をすることを許可すること。

（12）連邦の公職の本選舉、特別選舉、予備選

挙又は決選投票の選舉に關して、軍の不在選

挙人及び在外選挙人が、不在者登録手續を利用し、及び不在者投票用紙による投票をすることを許可すること。

（13）連邦の公職の本選舉、特別選舉、予備選

挙又は決選投票の選舉に關して、軍の不在選

挙人及び在外選挙人が、不在者登録手續を利用し、及び不在者投票用紙による投票をすることを許可すること。

（14）連邦の公職の本選舉、特別選舉、予備選

挙又は決選投票の選舉に關して、軍の不在選

挙人及び在外選挙人が、不在者登録手續を利用し、及び不在者投票用紙による投票をすることを許可すること。

（15）（a）州の不在者登録及び投票手続に関する説明資料及び（b）日付、所轄の官署及び投票用紙に印刷される質問文等、特定の選挙に關する情報をできる限り編集し、かつ、配付すること。

（16）大統領選挙があつた年の翌年以降毎年末

CONTENTS VOL. 33 No. 3

Voting Overseas

| | | |
|---|--|-----|
| I | The Legislation on Voting Overseas in various countries. | 1 |
| II | USA | 11 |
| III | UK | 23 |
| IV | France | 47 |
| V | Germany | 81 |
| VI | Italy | 118 |
| VII | Canada | 121 |
| VIII | Switzerland | 124 |
| IX | Netherland | 129 |
| X | Sweden | 136 |
| XI | Australia | 144 |
| <Appendix> | | |
| List of Acts (Russia, South Korea) No.181 | | 156 |

外国の立法 第33巻3号 編集兼 発行者 国立国会図書館調査立法考查局

東京都千代田区永田町1丁目10番1号 電話 (3581) 2331

平成7年2月15日

印 刷 所 文唱堂印刷株式会社

*本誌に掲載された記事を全文又は長文にわたり抜粋して転載される場合には、必ず事前に当局庶務課へ連絡を願います。